

税制調査会 第7回専門家委員会議事録

日 時：平成 22 年 7 月 9 日（金）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○神野委員長

それでは、第 7 回になりますが、専門家委員会を開催したいと存じます。

本日の議題は、納税環境整備に関する課題でございますけれども、この課題につきましましては、これまで納税環境整備小委員会におきまして議論をさせていただいたところがございます。それで、先月 11 日に小委員会として論点整理の素案をとりまとめていただきました。今後、この専門家委員会として納税環境整備の課題について論点整理を行って、政府税制調査会に報告をする必要がございます。本日は、納税環境整備小委員会においてとりまとめられました論点整理の素案を基に、委員の皆様方に御議論をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、納税環境整備に関する論点整理につきましましては、税制調査会の方に御報告するまで非公開とさせていただく必要があると考えております。したがって、本日の議事内容に関する議事録については、専門家委員会としての論点整理を税制調査会に報告した後に公表させていただきたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

本日の議事でございますけれども、小委員会において論点整理の素案をとりまとめていただきましたが、そのとりまとめに御苦労いただきました納税環境整備小委員会の三木座長から、まず論点整理の素案のとりまとめに至る経緯などについて御説明をしていただきまして、その後、事務局の方から、この素案の概要及び制度の概要などについて御説明をしていただくということにさせていただきたいと思っております。勿論、その後、委員の皆様方からきたんのない御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、まず三木座長から御説明いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○三木委員

三木でございます。今日はよろしくお願いたします。

納税環境整備小委員会の議論や経緯、また、論点整理の素案につきましまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

私どもの納税環境整備小委員会におきましては、去る 6 月 11 日に論点整理の素案をとりまとめさせていただきました。この小委員会では、今年の 3 月 12 日の第 1 回会合から 10 回ほど会議を重ねまして、平成 22 年度税制改正大綱に記載された方向性を前提としまして、主要な課題について専門的・実務的な観点から精力的に議論を行ってまいりました。今般、大綱に掲げられました主要課

題についての議論がほぼ一巡いたしましたので、専門家委員会における論点整理に向けて、これまでの議論の成果としての論点整理の素案のとりまとめを行ったというわけでございます。

お手元に配付されております「論点整理素案」を御覧いただきたいと思っております。これは小委員会の座長としての私の責任において作成したものでありまして、基本的には平成 22 年度税制改正大綱に記載された項目に沿って、小委員会の場や、あるいは文書等で提出された各委員の意見について分類して整理させていただいたものでございます。

具体的に見ていただきますと、まず前文が最初のページでございます。

次に、小委員会の議論の概略を把握する便宜を考慮いたしまして、主要課題の冒頭に四角の囲みを設けまして、この中に現行制度や外国制度の概要、大綱の記述などを簡単に記載するとともに、小委員会における議論の概略と、私が一応の議論の到達点として考えたところを記載させていただいております。そして、この囲みの後に、各委員から提出されました意見を各論併記の形で記載させていただいております。なお、この部分における意見の順番や量につきましては、小委員会として何らかの方向性を示したものではないということを前文において明らかにしております。

後ほど、事務局の方から、より具体的な説明があると思いますが、私どもで展開された具体的な議論について簡単に御紹介したいと思います。

まず、納税者権利憲章の制定につきましては、納税者の税制に対する納得・理解を得るという観点から早急に制定すべきであるという点では意見が一致しております。ただ、憲章の制定形式につきましては、法律として制定するのがいいのか、あるいは行政文書として制定するのがいいのか。更には、法律の根拠を設けた上で行政文書として制定するのがいいのか等々の意見があるところでございます。

また、税務調査手続や課税庁が処分を行う際の理由附記、更正の請求期間などの問題につきましても、委員の意見の一致を見ているところではありますが、具体的な見直しについてはさまざまな意見があるところでございます。

更に、国税不服審判所の改革の問題につきましては、大きく争訟手続の問題と、争訟機関、組織の問題に分かれますが、争訟手続につきましては、現在、2段階の不服申立前置の仕組みを改めるべきではないかという方向では意見が一致しておりますが、具体的な見直しの方向性については様々な議論があったところでございます。

また、争訟機関、組織の問題につきましては、審判所の審理の中立性・公平性というものを向上させるために、国税庁出身者が多くを占める国税審判官について、より多くの民間実務家の登用が必要であるという意見では一致してお

ります。ただ、具体的な国税不服審判所の組織の在り方につきましては様々な意見がございました。

番号制度につきましては、社会保障の充実・効率化などの目に見えるメリットがある反面、プライバシーの保護の要請、その充実などの前提の下で導入を図るべきであるという点については基本的に意見が一致しております。

また、課税の適正化や、社会保障の充実の観点から所得捕捉の精度向上を図る必要があつて、そのために法定調書の範囲の拡大が必要であるといった点についても意見が一致しております。

このような概要になっておりますので、後ほど、また御検討いただきたいと思ひます。専門家委員会における論点整理のとりまとめに向けまして、是非、皆様で御審議をよろしくお願ひします。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

続いて、先ほども申し上げましたけれども、事務局の方から説明をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○片桐企画官

それでは、御説明いたしたいと思ひます。お手元の資料で、右肩に「資料1」と付してあります「参考資料（納税環境整備小委員会資料から抜粋）」という少し厚目のA4判横の資料。もう一つ、少し後の方になりますけれども、席上配付資料2（委員限り）という「納税環境整備小委員会『論点整理の素案』のポイント」というA4判縦の3枚紙がございました。この2つを使って御説明させていただきたいと思ひます。このポイントの紙でございますが、これは三木座長と相談いたしまして、事務局で作成したポイント紙でございます。

まず、そのポイント紙を御覧いただきますと「I 納税者権利憲章（仮称）の制定」とございます。

「1. 総論」で「（1）税務手続の見直しに際しての基本的方向性」でございます。

【小委員会での議論】は、○として二つ囲んであります。一つは、税制抜本改革を進める上では納税者の納得・理解が重要であり、税務手続についても、こうした納税者の視点を踏まえて見直すことが必要であるという点で意見は一致しています。

二つ目の○ですが、見直しに当たっては、納税者の権利を特に重視すべきとする意見。もう一つですが、課税の公平に配慮するため、納税者の権利のみならず、納税者の義務の点についてもバランスよく整備するべきとする意見があるということでございます。

「（2）納税者権利憲章（仮称）の制定形式・内容」でございます。

【小委員会での議論】で、一つ目の○ですけれども、納税者権利憲章（仮称）につきましては、税制や税務行政に対する納得・信頼を確保する観点から、早急に制定すべきという点で意見は一致しています。

二つ目ですが、憲章の制定形式については、①法律として制定すべきとの意見、②行政文書として制定すべきとの意見、③法律の根拠を設けた上で行政文書として制定すべきとの意見があるということです。

三つ目の○ですが、また、憲章の記載事項といたしましては、①納税者の権利のみを記載すべきとする意見、②義務についても記載すべきとする意見があるということでございます。

この点、若干、資料を見ていただきたいので、A4判横の参考資料をめぐっていただきますと、5ページになります。「納税者権利憲章について」ということで「現状」というところにOECD報告書（「納税者の権利と義務」（2003））によりますと、「納税者憲章」といいますものは「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義されております。

その性質につきましては「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない」とされております。

基本的な記載事項といたしましては「（1）納税者の権利」。そこには、①情報提供や支援を受ける権利、②不服申立の権利、③正当な税額のみを負担する権利、④予測可能性の確保、⑤プライバシーの権利、⑥個人情報保護の6つが掲げられております。また「（2）納税者の義務」としまして、⑦誠実に対応する義務、⑧協力義務、⑨正確な情報・書類を期限内に提出する義務、⑩記帳・帳簿の保存義務、⑪期限内に納税する義務が掲げられております。また（3）として、税法上の義務不履行の場合に納税者に制裁が課され得ること。こういった3点が掲げられておりまして、現在、OECD加盟国中、憲章を制定している国は、30か国中24か国という現状でございます。

この報告書の性格につきまして、小委員会でも御指摘がありましたが、現状としてはこうなっているということでございます。

6ページ目で、納税者憲章の制定状況でございます。国名及び納税者憲章あるいはそれに類似したタイトルが付いたもの、その制定年、性格を表にしております。

代表例として、イギリス、フランス、アメリカなどは公文書で、公文書の定義といいますものは（注2）に書いてありますとおり、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書ということですが、そうしたもので制定されている。あるいはスペイン、イタリアですと法律で規定されている、

ドイツ、日本はそうしたタイトルのものではないという現状でございます。

以上が実態でございます。

縦のポイント紙に戻っていただきまして、続きまして「2. 各論」というところで「(1) 調査手続」でございます。

【小委員会での議論】としましては、一つ目の○ですが、税務調査手続については、調査に先立つ事前通知や、調査終了時の通知、あるいは修正申告のしようなどにつきまして、実務上一定の手続が実施されておりますが、法律上の規定は整備されておられません。これについては、法整備を行うべきとの点で意見は一致しております。

二つ目の○ですが、法整備に当たりましては、①課税庁の権限濫用を抑制するために、厳格な手続規制を設けるべきとする意見。他方、②適正課税の確保の観点から、過度に厳格過ぎる手続規制を設けるのではなく、課税庁が適切な権限行使を行えるようにすべきであるとする意見があるということでございます。

この点も横紙の参考資料を見ていただきますと、7ページを御覧ください。「税務調査の流れ（イメージ）」というタイトルで資料を付けております。これは任意調査の場合の流れでございます。

まず前段階、事案の選定として準備調査を行いまして、次の段階、調査着手という段階で、原則、事前通知を行っております。ただし、調査の必要に応じて無予告の場合もございます。この事前通知に法令の規定がないということでございます。

それから、権限行使でございますが、帳簿等の確認がございまして、この質問・検査権は法令上の規定があるということでございます。

そして、調査が終了いたしまして、非違事項がないとなりますと是認通知をいたしますし、非違事項ありという場合には、まず自主修正、すなわち修正のしようということがありますけれども、この点についても法令の規定がないということでございます。

他方、このしようが拒否された場合に、例えば更正処分を打つというような場合には、行政処分でございますので、法律に基づいているという構成になっているというのが現状でございます。

続きまして、またポイント紙に戻っていただきまして、2ページ目で「(2) 理由附記」という点でございます。

【小委員会での議論】で、一つ目の○として、行政が処分を行う上では何らかの理由があるはずであり、納税者の権利保護の観点から、原則として課税処分を行う際には理由附記を行うべきという点で意見は一致しています。

次の○ですが、ただし、理由附記を行うべき具体的な課税処分の範囲や記載

の程度についてはさまざまな意見があるということでございます。特に、白色申告者に対する理由附記については、記帳義務あるいは帳簿等保存義務の拡大と併せて議論すべきとの意見があるということでございます。

この点も横紙の資料を見ていただきますと、8ページ目でございます。「個人の記帳制度の概要」という資料をお付けしております。

青色申告制度は昭和25年創設でございますけれども、この下の3つ目の○のポンチ絵でございますとおり、青色申告者につきましては正規の簿記、あるいは簡易な簿記がございますが、もう一つ、小規模な事業者、前々年の所得が300万円以下の場合、現金主義ということで、現金出納帳でも可というようなことでございますが、何らかの帳簿書類の備えつけ、記録、保存義務が法令上規定されておるところでございます。

一方で、白色申告者に対しましては、前々年または前年の所得が300万円超の者は記帳義務がありますし、前々年または前年の確定申告書等を提出している者は何らかの記録保存義務がございますが、それ以外の者につきましては記帳義務・記録保存義務等がございません。

今般、課税処分、更正処分等を行う際に、原則として理由附記を行うという場合には、こうした記帳義務あるいは帳簿等の保存義務というものの拡大と併せて議論すべきというのは、まさにこの白色申告の保存義務・記帳義務のない方についてどう考えるかということの論点でございます。

ポイント紙に戻っていただきまして「(3)更正の請求」でございます。

【小委員会での議論】におきましては、一つ目の○ですが、納税者の救済、「嘆願」の解消、制度の簡素化等の観点から、現行の更正の請求期間、1年でございますが、これを延長し、納税者による税額の増減、課税庁による税額の増減に係る期間制限をすべて一致させるべきとの意見で一致いたしました。

二つ目の○ですが、何年に延長するかにつきましては、①課税庁の増額更正期限が3年であることを踏まえ、すべて3年とすべきとする意見と、②課税庁の減額更正期限が5年であることを踏まえ、すべて5年とすべきとの意見がございました。

この点、また横長の資料を御覧いただきますと、14ページをお開き願えませんか。「更正の請求期間の見直しについて」という資料でございます。

囲みのところにありますが「更正の請求」と申しますのは、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利でございます。期限内申告の例外措置でございます。

これは下の箱でございますとおり、下線がありますが、法定申告期限から1年とされております。他方、課税庁側が増額更正をするというのは3年でございますし、減額更正をするというのは5年でございます。また、納税者が金額

を上げるという修正申告をする場合は5年となっているわけでございます。

この点、更正の請求が1年でございますが、それを過ぎた場合に、課税庁に対して嘆願という形で減額更正をお願いするということが実務としてあるわけでございますが、これを解消するという観点から3年あるいは5年に統一すべきということでございます。

仮に3年に統一するということになりましたと、減額更正をする年限が5年から3年に縮んでしまうというデメリットがあるという御指摘が小委員会でもございました。また、仮に1年を5年に併せるということになりましたと、増額更正という部分も3年から5年に延ばす必要が出てくるという御指摘がございました。これは更正の請求に係る調査をした場合に、増額更正ができない年限が生じてしまうということ回避するという観点からでございます。このような議論があったということを紹介させていただきます。

またポイント紙に戻っていただきますと「Ⅱ 国税不服審判所の改革」という点でございます。

「1. 不服申立手続・訴訟手続のあり方（不服申立前置主義）」についてでございます。

【小委員会での議論】でございますが、国税の不服申立手続における訴訟前の2段階の不服申立前置の仕組み、これは異議申立てと審査請求という意味ですが、それにつきましては、何らかの見直しを行うべきとの点で意見は一致してございます。

具体的な見直しにつきましては、一つの考え方としまして、納税者の権利を重視し、納税者にどの救済手続を用いるか自由に選択させるべきとする意見と、②といたしまして、納税者の簡易・迅速な救済、訴訟前の争点整理等の観点から、訴訟前に一段階程度は、不服申立手続を前置すべきとする意見などがございました。

この点、また横紙の資料を御覧いただきたいと思うのですが、16ページでございます。「国税に関する不服申立制度（現行）」という資料でございます。

先ほど申し上げました調査結果等によりまして、更正処分等があった場合、その処分を受けた納税者が不服があるというときでございますが、基本的にはその下の矢印をたどっていただきまして、異議申立てを処分庁である税務署長に対してしていただきます。そこで異議決定をするわけでございますが、更に不服がある場合には国税不服審判所長に対しまして審査請求をしていただくわけでございます。その裁決が出まして、更に不服がある場合に訴訟ということで地裁に提訴していただく。二段階の前置というものは、この仕組みでございます。

ただし例外として、右側に迂回路の矢印がございますが、青色申告者あるい

は異議申立ての教示がないというような場合には、一段階目を飛ばして審査請求が可能となっております。青色申告者につきましては、先ほど理由附記のところでも少し触れさせていただきましたが、処分時に理由附記がございますので、こうした異議申立てを経ずに審査請求に行くという道が開かれているということでございます。こうした手続につきまして、どう考えるかということでございます。

ポイント紙に戻っていただきまして、2 ページ目の一番下で「2. 争訟機関のあり方」でございます。

【小委員会での議論】でございますが、国税不服審判所の審理の中立性・公平性をいかに向上させるかについては、現在国税庁出身者が多くを占める国税審判官について、民間の実務家・専門家の登用を一層拡大すべきとする意見で一致しています。

二つ目の○ですが、具体的な審判所の組織の在り方等については、さまざまな意見があったということでございまして、この点、横紙の資料を少し進めていただきまして、23 ページまで飛んでいただけますでしょうか。「国税審判官等の構成及び任命権者」というところがございます、ここに平成 22 年 4 月 1 日現在の構成を書かせていただいております。審判所長が 1 名、首席国税審判官が 12 名、国税審判官が 153 名でありまして、その任用状況を出身別に置かせていただいております。

一つ指摘されている点は、この国税審判官 153 名のうち、裁判官が 4 名、検察官が 3 名、弁護士が 3 名、税理士が 5 名ということで、合計 15 名ということで、外部の方が 153 名のうち 15 名という現状につきまして、このような議論があったということでございます。

ポイント紙の最後の 3 ページ目で「Ⅲ 番号制度」でございます。

【小委員会での議論】で、番号制度につきましては、社会保障の充実・効率化等の国民に対して目に見えるメリットが認められ、かつ、プライバシー保護にも十分な配慮がなされるとの前提の下で、その導入を図るべきという点で意見が一致した。

また、課税の適正化や、社会保障制度の充実・効率化のためには所得捕捉の精度を向上させることが必要であり、そのためには、現行の法定調書の範囲の拡大が必要であるという点で意見が一致したということでございます。

この点は、横紙の資料の 31 ページを御覧いただけますでしょうか。「主要国における資料情報の概要（個人）」というところで、法定調書の範囲につきまして、日本、アメリカ、その他の国を比較しているものでございます。

日本におきましては、フローの情報につきましては、利子につきましては源泉分離課税ということもあり、現時点では情報の対象ではないということにな



っておりますし、ストックにつきましては金融資産、不動産、貴金属、海外資産ともに×ということで表記させていただいておりますが、他方、諸外国におきましては、こうしたものも情報の範囲になっている場合もあるという現状でございます。

いずれにいたしましても、この番号制度につきましては別途お配りしている資料が二種類ございます。

一つは、右肩に「資料2」と書いてございます「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」、6月29日公表というもの。

もう一つ「席上配付資料3（委員限り）」と書いてございます「番号制度についての各委員からの意見」というものを配付させていただいております。

事前にこれらの資料を配付させていただきまして、御意見を聴取したものを机上に配付させていただいておりますので、審議の御参考にしていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、各委員から主要課題につきまして御意見を頂戴したいと思います。

先ほども御紹介がありましたように、番号制度については事前に、お手元の資料3ですけれども、一部の委員から意見書を頂戴しております。意見書を出されていない委員の方々を含めて、この場で御意見を頂戴できればというふうに考えております。

また、制度や運用関係の事実につきまして御質問があろうかと思いますが、是非、生産的に議論を進める上で御意見を頂戴できればと思っておりますので、御協力いただければと思います。

それでは、御意見を頂戴したいと思いますので、どなたからでも結構でございます。御意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、関口委員から行ってもいいですか。

○関口委員

どれについてですか。

○神野委員長

どれでも結構です。今日は余り多くの時間が準備されているわけではないので、どこからでも結構でございます。

○関口委員

論点整理の素案に関しては、私は小委員会の方に入っていたので、概ね意見は、この中に記載されているような状況です。

それで、記載されている点ではありますが、一つだけ番号制度に関して申し

上げますと、番号制度は税制に対する信頼性ととも、社会保障制度の信頼性の両者を担保するような制度であるべきであると思っています。

その際に、おそらく問題になるのはプライバシー保護の問題で、民間がこの番号制度を使って悪用するようなどころがあるとすれば、その部分は厳格に罰するような形があってもいいのではないかとは思っております。

以上です。

○神野委員長

ありがとうございます。申し訳ありません、そういう意味では小委員会の委員でいらっしゃるわけですので。それでは、翁委員は小委員会の委員ではないので、御意見をこの際、頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○翁委員

税務手続の見直しについての基本的方向性ということで、ここに書いてありますように、納税者の納得・理解が重要である。納税者の視点を踏まえて見直すということについては、私もそのとおりであると思っています。

納税者権利憲章につきまして早急に制定すべきであるということについても、私もOECD諸国の例を見ても、そのとおりであると思います。

それで、ここで論点が少し分かれておりますが、私は横長の資料の5～6ページのOECDのところを見ましても、やはり納税者の権利と義務、両方ともバランスよく書くということが必要なのではないかと思っております。

各論についてでございますけれども、憲章の制定形式について法律で制定すべきかということについても議論が分かれていますが、私は、この「憲章」というものはやはり納税者にとって非常にわかりやすいということが重要であると考えておまして、法律にこだわるべきかということについては、必ずしも専門家ではないのですが、法律の根拠を設けた上で行政文書として制定するというようなやり方が望ましいのではないかと思います。

調査手続については、勿論、課税庁の権限濫用を抑制するために厳格な手続規制というものは極めて重要であると思っておりますけれども、一方で課税逃れのようなことも多々ございますので、そういったときには適切に対応できるということもまた重要な視点ではないかと考えております。

更正の請求のところ、期間はやはり納税者にとって不利になっておりますので、これを長くすることについては極めて重要であると思っております。ここで何年に延長するかということにつきましては、5年でそろえるという考え方が良いのではないかと思います。

不服申立手続、訴訟手続の在り方につきましては、やはりこれは見直しを行うべきであると思っております、一つの考え方として、納税者が全く自由に選択できるということもあるんだろうと思っておりますけれども、そうすると非常に

たくさんの方が裁判所に集中してしまうことも考えられるので、ある程度、それを整理するという意味で、例えば一段階、この②にあります。不服申立制度を入れるようにするのを原則にするというような考え方の方が、かえって迅速に納税者を救済することができるという可能性もあるのではないかと考えます。

それから、国税不服審判所の審理の中立性・公平性というものは極めて重要であると考えております。それで、153名のうちたったの15名ということで、圧倒的に民間の方が少ない。やはり中立性・公平性を担保するためには、過半以上に民間の実務家や専門家の登用を拡大するというぐらいにしていかなければならないかと思っております。

組織の在り方については、まだ必ずしも明確な意見は持っておりませんので、とりあえず、今のところはこれで。

○神野委員長

幅広く御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、井手委員、お願いできますか。

○井手委員

全くの素人なものですから余り建設的な意見は申し上げられないかもしれませんが、一つは最初にポイント紙を拝見したときによく理解できなかった点なんですけれども、最初のIの1.の(1)というものがございまして、その二つ目の○の①で「納税者の権利を特に重視すべき」という意見がある。それで、特に重視するということは、ややレトリックですが、納税者の義務についても書いてはならないということは意味しない、より重視するということなのか。ただ、そうしますと(2)の方の○が三つあって、三つ目の○の①を拝見すると「権利のみを記載すべき」というふうな書き方になっていて、これはどういうふうに解釈するのかがいまいまいちよく分からなかったというのをまず申し上げておきたいと思っております。

それで、私の意見としましては、翁委員と非常に近いんですけれども、一つは今のIの1.の(2)の部分で申し上げますと、私は客観的なデータで見ることができないものですから、頂戴した参考資料を見ていて、まずOECDの報告書を拝見していても、あるいはその次のページにございました制定状況を拝見していても、多分、国際的には納税者の義務について触れざるを得ないのであろうし、あるいは公文書か法律かと言われると、公文書なのが一般的だということとは事実としてあるのかなと。

先ほど神野委員長の方から、余り質問はしないようにというようなことはございましたが、ただ、そういう国際的な状況に対して、今回のご提案の一部はかなり極端な形となっているようです。大体は公文書でやっているようですし、

OECDの指針の方も納税者の義務についても触れましょうということであるようですから、そこを超えて法律でやらなければいけないとか、あるいは義務については触れる必要がないということを積極的に御説明いただけるのであれば、それはまた検討しなければいけないのかなとも思うのですが、一般的に言えば、ここの(2)の話でいきますと、双方②、あるいは③と②というような組み合わせが妥当なのかなというような感想を持っております。

もう一つは「Ⅱ 国税不服審判所の改革」の部分でございまして、これは私の不勉強が理由ですので、誤解があったら訂正いただきたいんですが、1.の二つ目の○のところで「納税者にどの救済手続を用いるか自由に選択させるべき」という、どの救済の中身かがよくわからなくて、私の理解で言いますと、要は間をすっ飛ばして直接訴訟に持ち込むということでのよろしいわけですか。だとしますと、これも一般論で申し訳ないんですが、訴訟のコストの話とか、あるいは訴訟する行為自体のハードルの高さと言えよよろしいのでしょうか。私が心配するのは、そうすることによって、むしろ訴訟に行くルートをつぶしてしまうというような可能性はないのかということなんです。

先ほど翁委員も御指摘だったように、この国税審判官の構成というものは現時点でかなり偏っているようでありますから、これは次の項目でありますけれども、ここをもし大胆に変えるということがあるのであれば、例えば半分ぐらい民間から登用するとか、わかりませんが、かなり大胆に、それを条件として現在の不服審判制度を比較的弾力的に運用するというような形が妥当なのかなというようなことを、少し感想的で申し訳ないんですが、感じた次第でございまして。

あと、納番制のことに关しましては、結局はプライバシーの問題が重要になってくるのかと思っておりますが、ただ、プライバシーの保護が難しいということも理由にやめるというのであれば、なぜ、ほかの先進国でやっているんだという話になると思っておりますので、もう少し建設的に議論する必要があるとあって、他国ではどういう工夫を凝らしているのかとか、そういったことを今後、情報として御提供いただければ、よりよい議論ができるのかなというふうに思った次第でございまして。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

今の若干質問めいた点について、小委員会の座長にコメントしていただく点があればしていただければと思います。

○三木委員

恐縮ですが、国税不服審判所のところですけども、具体的に、この素案の

何ページですか。

○井手委員

その前に、一番お伺いしたかったのは5ページと6ページの部分で、一般的には、すみません、一般的という言葉は余りよくないのかもしれませんが。

○三木委員

5ページというのは、どの5ページですか。

○井手委員

ごめんなさい、資料1の参考資料です。

それで、このOECDの報告書と、その次にOECD加盟国の制定状況がございまして、これを見ると世界的なトレンドは一目瞭然な気がするんですが、あえてそうではない仕組みを作るといふことの積極的な意味がどういうところにあるのかということなんです。

○三木委員

それは先ほどの、権利の方を強調して、義務のことを余り強調していない、この指摘についてどう思いますかという問題なんですか。

○神野委員長

三木座長が責任を持ってまとめていただいた内容について、少しレトリックが云々かんぬんということに関わることなんですか。

○井手委員

関連はするのかもしれませんが、その意味で言いますと、こちらのポイント紙の方で、最初の1.の(1)の2つ目の○の①で「納税者の権利を特に重視すべき」という意見がございましてね。それで、特に重視するのは別に構わないといひますか、重視しているのであって、言わば両方ある中で、こちらの方に力点を置く。それで、次の(2)の方で言いますと、3つ目の○の①で納税者の権利のみを記載する。この辺の関係がよくわからなかったということです。

○三木委員

この指摘は、おそらくは現行の税法の体系の中で国税通則法という法律がありまして、ここでは手続について、納税義務の適正な履行に資するためという観点の一連の手続規定があるわけです。それを前提として、今回、新たな法制度を作るのであれば、従来欠けていた権利面を重視して作った方がバランスが取れるのではないか。おそらくそういう主張であらうと思います。

よろしいですか。

○井手委員

はい。

○三木委員

もう一つ、国税不服審判所の前置主義、それから、争い方の問題について何

か御質問されておりましたね。あれはどのような趣旨ですか。

○井手委員

そちらは特に質問はございませんが、お伺いしたかったのは先ほども申し上げたように、この参考資料の5ページと6ページの部分で。

○神野委員長

つまり、おっしゃりたいのは、ここの5ページ、6ページであるような世界的な傾向に対して、このまとめ方はやや逆方向に読めるような表現になっているのではないか。そういう意味ですか。

○井手委員

そうです。それはどういうことかということです。

○三木委員

逆方向というイメージが少しわからなかったんです。世界的な傾向をどういうふうに先生が理解されているのか。

○井手委員

これは、参考資料の5ページで申し上げると、OECDの報告書の中では、例えば納税者の義務についても触れましょうねということがあったり、あるいは次のページを拝見しますと、公文書ではない形で出しているのはスペインとイタリアの2国しかないわけでございますね。ですので、そういう世界のトレンドと比較したときに、この論点ポイントの中の(2)、二つ目の○の①と申し上げればいいんですか。そういうものは随分、トレンドと離れているような印象を持ったものですから。

○三木委員

諸外国の「納税者権利憲章」の形式と、また、その法的性格については、必ずしも正確なところがよく分からないところがあるわけです。ここで言われている公文書という意味も、いわゆる法律上のちゃんとした根拠を持った上で、その法律上の諸権利をきちんと体系的にまとめたものなのか。それとも、必ずしも根拠がなく一般的な宣言として言われているものなのか。そこら辺が、正確に言いますと、まだよく分からないところがあるんです。

そこで、そういう中で今回作るときに、一番強調されている人たちの議論は、せっかく作るのですから、「納税者権利憲章」というものを単なる宣言文ではなくて、法律として制定しておいた方が効力は強くなりますので、納税者の権利に資するという意味では、こういうものをせっかく作るときにはいいのではないかと。そういう主張だと思います。世界的なトレンドがどういうものかというのは、必ずしもこれだけでは分からないと思っています。

○井手委員

おそらく議論をする場ではないと思いますので、最後に意見だけ申し上げます。

せていただきますが、法律にすることによってより効力を強めようという御意見は、それはそれとして一般論としてよく理解できますが、他方で法律にしている国がそれなりにあるとすれば、それはおそらく法律にしない方がよいという合理的な根拠も他方であるはずでございまして、そこは現時点ではなかなかよく分からない部分で、とりあえず、この資料を拝見する限りでは、法律というのは少数派なのかなという感想を持ったということにとどめさせていただきます。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

それでは、大澤委員長代理、よろしいですか。

○大澤委員長代理

ある程度、重なってしまっていますが、今のやりとりで分かったこともありました。つまり、私もこのポイント紙の1ページ目の真ん中の四角の三つ目の○の「①納税者の権利のみを記載すべきとする意見」の理由が分かりかねましたので不思議に思っていたところ、今の御説明で腑に落ちたところもございまして。

つまり、諸外国で普通に「納税者憲章」と呼ばれているものは、既に関係法令に含まれている権利・義務を説明する分かりやすい手引文書であって、新たに権利・義務を付け加えるものではないというのが、この横紙の参考資料の5ページに書かれてあります。そういうことからしますと、日本の現状の関係法令では、義務の規定はあっても権利の規定はないということから、この「①納税者の権利のみを記載すべきとする意見」の方々は、それでは手落ちであるので、権利についても法律で規定し、なおかつ、その手引文書には権利のみを記載すればいいのではないかと御意見なのでしょう。

でも、ここには論理的な一貫性が欠けているように思われます。つまり法律に、関係法令に権利についても規定をしていくということは、それ自体として望ましいことかもしれません。けれども、日本では法律を作るのに時間がかかるという事情もありますから、それを法律で規定しつつ手引文書もつくるという方式では、やや先になりますね。それでも、法律ができれば権利と義務が揃うわけで、やはり手引文書が必要であるということになりますと、権利だけにすべきというのは、論理的なコンシステンシーが失われているような印象を受けます。

結論としては私も、当面は手引文書として、法的根拠はあった方が望ましいでしょうけれども、行政文書として権利及び義務についてバランスよく書くということが望ましいのではないかと御意見を申し上げます。

また、この制定状況の一覧表を見ますと、ネーミングが「権利憲章」とか「権利宣言」となっているものと、それから、イタリアでは権利法などというもの

もありますね。それに対して「納税者憲章」というネーミングになっているものもありまして、このネーミングは中身の違いを体現しているのかどうかはこれだけでは分かりかねます。けれども、現在考えられている仮称の「納税者権利憲章」についても、「権利憲章」というふうにネーミングすることが果たして望ましいのかどうか。権利を落として「憲章」という考え方もあり得るのではないかというふうに、この一覧表を見ると感じるわけです。

といいますのは、一般的に納税者の権利という言葉聞いて人々が思い浮かべるのは、例えば「代表なくして課税なし」とか、やはり能力に応じて負担をすとか、それから、その負担したものの用途について透明・公開性があり、なおかつ説明責任が果たされているというようなことではないでしょうか。今回は税務上に関する権利・義務にわたりということであるにしても、そこで「権利憲章」というふうにしてしまうと、もう少し大きな意味での納税者の権利ということのイメージがダブるのではないかという気もいたしまして、ネーミングについても再考が必要ではないか。これは全く印象でございますので、それほど強くこだわっているものではございません。

他の点については、今まで出てきた御意見の中では翁委員や井手委員がおっしゃったことと重なります。

それで、最後の一つ前の争訟機関についてですけれども、具体的な審判所の組織の在り方については、例えば一番強い形というのは、人事院のように政府のほかの府省から独立した形で、何か行政的な処分について再審していくような組織があり得るのでしょうか。しかし、これまた各省設置法の改正が必要になることでもございますから、当面、どのような組織の在り方が選べるのかという観点から、考えていくしかないのかなと思っております。

番号制度については、既に委員がおっしゃったことと重なりますので、これは省略いたします。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

何かありますか。

○三木委員

補足させていただいてよろしいですか。

いろいろ御意見をいただいて、ありがとうございます。

今の御意見は、このポイントのまとめのところから御指摘をいただいておりますので、少しだけ補足させていただきますと、後で御確認いただきたいと思います。この「論点整理素案」の中に示されている納税者権利憲章の制定形式の内容等の指摘されていることは、ここにまとめられているようなニュアンス



で受け取られた、つまり納税者の権利のみを書けばいいではないかという趣旨で必ずしも言っているわけではなくて、これはおそらく、この部分だと思うんですが、3ページ辺りに、こういう機会に「納税者権利憲章」を作る際に、納税者の権利保護法というものをきちんと制定してみましょ。納税者の権利を中心にまとめてみましょ。現行法は、国税通則法もありますので、そういうものを合わせてみると、権利も義務もバランスよくできるのではないのでしょうか。

そういう意味で、「納税者権利憲章」を作りましょということですから、現行の通則法などをすべて廃止して権利だけを作りましょというようなものではないので、法律的に言いますと、極めて常識的なことを言っている提案であるということをつけ加えさせていただきます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、池上委員、お願いできますか。

○池上委員

いろいろな意見が出されているので、重なることは全部省略しまして、一般的に、この「納税者権利憲章」、あるいは義務も含めるかということについて、意見と申しますか、感想を述べますと、やはりニュアンスとして、「納税者対課税庁」という対立の形でとらえているところから議論が始まっているような気がするのですが、それはやはり違うのではないかと私は思っています。つまり、納税者という人が世の中にいるわけではなくて、国民がすべて納税者的な側面を持ちつつ、しかも公共サービスを受ける者としての国民がいるわけで、そういう立場から見ますと、権利も義務も実は裏返しなんです。

そうしますと、課税庁とは何かと申しますと、課税庁は公共サービスを受ける主権者たる国民全体の奉仕者となっていますので、そう考えてみると、何も喧嘩しているわけではない。そう考えますと、権利だけとか義務だけとかということにはなかなかないと思います。

ですから、逆に言いますと、個々のケースにおける納税者にちゃんと税金を払ってもらふこと自体が国民の権利ですから、課税の公平を実現するということは国民の権利なので、そう考えますと、やはりこのバランスというものは重要だと思われま。

そこで、もう少し具体的に言いますと、今ある権利を、つまり既に判例などで認められている権利を宣言するということだけであれば、別に新しく法律を作る必要はないのでありますが、逆に個々の納税者の側から見て、今は認められていない権利を新たに作ろうということになりますと、これはやはり法律を作らなければできないだろう。つまり憲章だけでは、多分、法律より弱くなる

と思います。

ただ、そのときに、それでは独立した権利保護法という形にするのか。それとも、国税通則法の中に義務があるのであれば、その中に権利も入れればいいのではないかという考え方もあるのです。やはり法律の中に権利を置いておかないと個々の納税者が非常に不利になってしまうというのであれば、どこかの法律にそういう条項を入れなければいけないということはあるのですが。それが独立した法律にならなければいけないのか、それとも、今ある法律を拡充するという形がいいのか、私はどちらがいいのか、よく分かりませんが、そういう選択の問題になるのだと思います。

そのうえで、どなたかがおっしゃられたとおり、「憲章」というものは宣言ですから、そういうふうに法律を改正した上でも宣言としての「憲章」は、やはりあってしかるべきかとは思っておりますので、それをどう組み合わせるかというデザインの問題なのだと思います。余り積極的な意見ではないのですが、そういう感想をまず持ちました。

それから、国税不服審判所については、これも皆さんいろいろおっしゃられたのですが、多分、民間、例えば弁護士、あるいは税理士、会計士、そういった方々に審判官になっていただくときに、ここも意見が分かれると思うのですが、要するに兼任がいいのか、専任がいいのかという問題があって、おそらく利益相反の問題があるので、やはり本来は専任がいいと思うのです。ただ、そのときに報酬をどうするかという、報酬のレベルが多分、結構高くなるのではないかと思います。

つまり、国税審判官も公務員ですから、弁護士さんとか会計士さんが普段得ておられる収入に取って代わるだけの報酬を払うということができるのかどうか、そこをどうやっていくか。非常に具体的な問題ですけれども、それができるならばどんどん増やしていった方がむしろうまくいくのかなど、私は今、感じております。

以上です。

○神野委員長

特にコメントはいいですか。何かありますか。

なければ、それでは、植田委員、お願いできますか。

○植田委員

今のような議論は法理論的、法技術的な側面もかなりあるので私も、的を得た発言になるかどうかは分からないのですが、基本は平成 22 年度の税制改正大綱に書いてある、前提になっている認識があると思います。それは現行の日本の租税制度が納税者の権利を保護するための規定が十分ではないのではないかと。そういう認識の下で議論をしている。つまり、日本の置かれた状況から出発し

て、この「憲章」をどういうふうに位置づけるかという議論ではないかと思えますので、抽象的な権利と義務のバランスとかは当然取るべきなのだろうと思うのですが、そういうことではないかと理解しています。

それで、私も池上委員と似たような点がありますが、それをどういうふうに具体化するかというときのやり方は、どういうやり方がいいのかというのは、それこそ法体系全体でバランスを取るのか、1つの法律の中で具体的にしてしまうのかというような、極めて技術的にどちらがいいのかというのは、私、判断し難いのですけれども、そういう問題になるのだろうと思うのです。全体的には、もし「憲章」の税制改正大綱で言っているような認識が前提になるとするならば、最も基本的な点で納税者の権利を明確に位置づけるということが大きな柱として必要であると言っている気がしまして、それだと行政文書ではなくて、やはり法できちっと、明確にすることが重要なのではないかという気がいたしました。

ほかにも個別各論でいろいろと意見の違いがあるのですけれども、技術的な、あるいは制度的な工夫で克服できる違いもかなりあるのではないかと。そういうふうに思うので、そういう可能性、先ほど諸外国でどういうふうに行っているかというお話がありましたけれども、バランスが取れるならば、そういう技術的な工夫で、基本を変えないでバランスを取る、そういう工夫の余地について、もう少し検討することが、可能性があるのではないかと思います。

最後が納税者の番号制度の問題ですけれども、これも大綱に書いているような意味で、税制への信頼を確保するということと非常に関係があると思っております。やはり信頼ある税制のための情報的基礎を拡充するという観点で番号制度を位置づけるということは、私は大変重要ではないかと思っております。それを前提にした上で、いろいろ起こる諸問題を考えるという立場になるのならいいのでしょうか。ですから、課税の在り方を考えるときに、例えば総合課税をしていくということとか、そういうことをできるような基礎を拡充されることがやはり信頼につながる。そういう関係性について明確に理解しておくことが大事である。そういうふうに思います。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、田近委員、どうぞ。

○田近委員

議論も出ているので繰り返しは避けませんが、既にこれは小委員会ですら十分に議論をされていて、むしろ、そのときの意見を拝見していただいているのですけれども、二つ、「憲章」についてというところと、あと白色申告者のところなんです。

議論がよくできていて、引用なんですけれども、「憲章については、納税者が手に取って読めるよう、分かりやすさを重視した文書として導入すべきであり、必ずしも法律として定める必要はない。手続規定については、法律で定める」と。それで、「憲章は分かりやすさを重視して、表題を『権利憲章』としつつ、副題として『納税者の権利と納税者の義務』といったものを付けてはどうか」。ものすごいいいことといたしますか、分かりやすいことを、今、大方の常識はこういうことかなと思います。

やはり「憲章」となりますと、法律とは違いますし、みんながまず分かりやすいものなのかなというのが私の常識ですけれども、それは多くの皆さんの御意見と同じで。指摘されていなかった点としては、前から青色申告と白色申告と、自分の仕事でも気になっていたんですが。研究者として自営業者の課税を研究してきましたということを行ったわけですが。

それで納税者憲章の、横紙の参考資料の5ページを見ても、憲章に何を書くかというときに、OECDの報告書ですと、納税者の義務としては記帳・帳簿の保存義務。これは当たり前ではないか。これもさっきの話で、そうしますと、ここでの議論は理由附記ということで、調査を行うときには、行政処分を行うときには理由を付せ。それはそうだと思います。それで、理由を付す裏返しとしては、やはり証拠のものを出してください、それが記帳・帳簿の保存義務だと思うんです。

ですから、背後にはやや大きな問題があって、青色の方にはそれなりの特典を与える。それで、白色をどう扱うかということですがけれども、指摘したかったのは、ですから、このOECDのチャプターでも、「憲章」でも、納税者義務というときには、常識的には記帳・帳簿の保存義務というものが入っているわけで、もし、このような通常のチャプターを設ければ、理由附記のときに当然、それも反映されるのかなというのは思いました。

あと、事実として白色の申告で、記帳義務のある人、記録保存義務のある人、記帳義務・記録保存義務がない人、三つ書いてあるんですけれども、これは人数的なことは分かるんですか。つまり、記帳義務も記録保存義務もないという人が白色の中の何割ぐらいいるかとか、それは分かるんですか。

○神野委員長

事務局、わかりますか。

○田近委員

その記帳というものが、どのぐらいの実態の問題としてあるんだろうか。実態的には、ほとんどの人が記帳しているのなら意味はないんです。

○神野委員長

どのぐらいのウェイトのあるものなのか、それはわかりますか。

○刀禰総務課長

国税庁でございます。

今、手元でも確認をしておりますけれども、個々の白色の申告者の記帳の状況について、今、私どもの手元には持っておりません。過去、全くなかったかどうか、手元で調べた範囲ではありませんけれども、ただ、白色で出ている方は場合は幾つかの要件の中でやられていますし、こちらの小委員会の方でも御説明させていただきましたが、そもそも、この区分自体が前年度の所得が幾らあったかとかということになっていますので、一定額以下だとその方が判断をされていれば一定のところに行ってしまうものですから、本当にその方がどの区分にいるのかということは、結果的には税務調査でも行わない限りは判明しないという事実もございます。

そういったことで、その辺は手元では私自身見ておりませんので、念のため確認はさせていただきますけれども、そういう状況でございます。

○田近委員

ということは、分からないということは、一般的な議論としては、行政処分をして理由を付すときに、やはり帳簿がない人が出てくる可能性も十分排除できないということですね。

○刀禰総務課長

ですから、現行の制度につきましても、白色のそういう方の場合には理由は附記しておらないというのが現在の制度でございます。そういった方について、処分はしているんですから何らかのものは書けるのではないかと、という議論もございましたし、なかなか現実に帳簿がない中でどういう理由を書くか、勿論、処分はしていますので、一定のものは書けるわけですが、帳簿がある方と同じような理由は難しいだろう、それでは、どういう理由があり得るんだろうか、といった議論もございました。

○神野委員長

ありがとうございました。

質問以外で、あとはいいですか。

○田近委員

はい。その2つです。

○神野委員長

それでいいんですね。つまり、御意見は頂戴した。全部終わったということですね。

○田近委員

はい。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、一応、小委員会の委員でもいらっしゃるけれども、最後にまとめる上でお願いできますか。

○中里委員

まとめは三木先生のお仕事だと思いますが。今日、納税者番号制度について、政府の方でおまとめになったものについてのコメントが配布されていますが、その中で志賀先生の御意見が最後に出ているのですけれども、これはとてもきれいに要点がまとまっています、参考になります。そこにありますように、要するに、番号制度にはいい点もあるけれども、考えるべき点もある、しかし、入れた方がいいだろうということなのではないかと思います。問題点はそこに列挙されていますし、他にもいろいろあるのでしょうかけれども、番号制度なしでは、給付付き税額控除とか、そちらに行くときにどうにもならないということもありますので、これは非常にバランスの取れた意見が皆さんから寄せられているのではないかと思います。

それから、権利と義務の関係ですが、この横紙の参考資料の5ページ目の「(2)納税者の義務」というところに書いてあるように、その具体的内容は、誠実に対応する。つまり、職員が来たからといって追い返すとか、そういう話ですね。それから、協力義務で、聞かれたことは一応答えてください。それから、正確な情報・書類を期限内に提出する。記帳や帳簿を、能力によりますけれども、できる限り行っていただく。それから、期限内に納税する。こういう基本的で当たり前のことなんです。ただ、私も法律家ですから分かるのですが、法律家というものはどうしても納税者と当局との対立関係を見ていますから、義務と言われると何か警戒するということは、どうか分かっていただきたいと思います。

ただ、義務を書くのはとんでもないという意見は、多分、そういうところから出てくるのではないかと思うんですけれども、こういう当たり前の義務であれば別に書いてもどうということはないんだらうという感じもありますので、そこは池上先生がおっしゃったようにバランスの問題でして、そうであるからこそ、OECDの報告書にも権利と義務が並列的に述べられているのだと思います。ただ、法律家は対立構造の下で考えてしまうものですから、義務は書くなという意見も出てくるのでしょうか。でも、本当に経済学的に考えれば、真つ当な納税者と逃れようとする人がいるわけで、逃れようとする人に対して余り優しくするのはどうかというのは一般的に当然のことだと思うんです。ですから、課税庁と納税者の対立関係というよりも、真つ当な納税者と逃れようとする方との間の対立関係ということはどうしても考えざるを得ないので、池上先生のおっしゃったとおりではないかと思います。

それで、これについては、表面だけ見ますといろいろな意見の対立があるように見えるんですけども、実際は意見の対立というよりも力点の置き方の差でございまして、真っ当な納税者を見ているか、ガッツのある方を見ているのかという、どこを見るかの力点の差なんです。でも、法律家というものはいろいろ細かな議論をしますからこういうふうになるんですが、私の印象ではそんなに異なったことは言っていないのではないかと思います。いい方向にバランスよくまとまった素案になっているのではないのでしょうか。

いろいろ不満の点はそれぞれの方にあるのでしようけれども、現政権の下で税調に上げる文書として、これで納税者の権利を踏みにじったとかと言われるような筋合いのものではない、非常に真っ当なラインで、これは三木先生の御努力だと思いますが、それができたのではないかと。また、その中でいろいろな団体の方がかなり本音でもって思うところをおっしゃっていただきましたので、それも全部聞くことができ、こういうことを御心配なさっているんだということも分かりましたから、それも取り入れられていますので、いい感じになっているのではないかと思います。

それで、不服申立てのことだけが多少、最終的に意見が分かれたように思います。つまり、いきなり訴訟に行けるようにするか、不服申立てを一段階でも置くかということとはなかなか意見が一致しなかったんですけども、井手先生がおっしゃったようなことを実は私も心配しておりまして、事実認定というのか、事実の問題を、あるいは紛争の原因を、例えば審判所を置いて、そこできれいに整理した上で裁判所に行く場合には行くというふうにした方が、結局は納税者の権利保護になるという認識を持っております。

ただ、法律家の方が、裁判は非常に重要だから裁判をとるように主張するのも、これは分からなくはないので、ごく例外的にはいきなり裁判に行けるような場合もないわけではないのかもしれませんが、裁判所の超過負担とかを考えますと、裁判所の超過負担という言葉を使ってはいけないのかもしれませんが、しかし、人員の問題等もございまして、急にということになりますとあれですから、不服申立てで事実問題を整理した上で訴訟に行くことが必要ではないかと思います。

それから、不服審判所の人員構成の問題もあるのかもしれませんが、もう少し、そこでの審理手続に対審構造的なもの、対審構造とは両方から意見を言い合うということです。擬似裁判のようなどころを入れることによって法律家の方々の疑念を払拭することも可能なのではないかと思いますので、問題は具体的にどうやっていくかということだけで、先生方のお考えは非常に常識的で、そういう方向に行くのが、結局、納税者のためになるのではないかと考えております。

すみません、余計なことを申しました。

○神野委員長

どうぞ。

○田近委員

納税者番号のことで、今日は辻山先生がいらっしゃらなくて、この番号についての辻山さんからのメモが来ていて、ちょうど去年の今ごろ、辻山さんと番号で調査に行って、ものすごく辻山さんのものはよく書けていると思って、辻山さんに代わって言わせてもらいますと、エピソードも少し言いますと、辻山さんのものをできれば見ていただいて、ものすごくうまく書けていて、番号というものは国に対する国民の信頼性の向上と、行政サービスに対する国民の利便性の向上に資するとともに、行政の簡素化・効率化である。エピソードというのは、辻山さんと、事務局の大柳さんがいますが、イギリスのどこでしたか。社会保険庁でしたか。イギリスは何でしたか。

○事務局

歳入関税庁ですか。

○田近委員

それで、向こうの説明した人がカスタマーと言ったんです。彼女は最初よく分からなくて、カスタマーとは何ですかと言ったら、要するに納税者の、社会保険料を払う人で、それはレトリックかもしれないけれども、要するに彼女は、そこで国と国民の間のコミュニケーションツールであるというのは、ここへつながってくると思うんです。

もう一つ、要するに利便性があるから、とにかく使うわけです。利便性がなくて、単に何かで強制的に番号を振られる以外は嫌なので、コミュニケーションが通じるためには、やはり簡素化・効率化と利便性が伴わないといけないというのが我々の調査の一番、私にとっても、おそらく辻山さんのこれを読ませていただいても同じことで、その先はe-ガバメントがあるんだろう。

オランダの場合がe-ガバメントといっても、実はその番号は、結果的には大蔵省の内部番号から育っていった。そういうことを考えると、私も辻山さんの言っているところかなと思うのは、A案、B案、C案があって、そして、社会保障と税、両方をカバーできるようなところまでなのかな。税だけでいくのか、社会保険料まで実態的には負担だと考えれば、社会保険料、税までの範囲かな。

それで、税額控除とかを通じて、これを持たなければ税額控除をして差し上げられない。実際にそうなんですから、そういうことでいいかな。そうすると、辻山さんに代わって話しているわけですがけれども、国民の利便性と、簡素化・効率化というところかなと思います。



神野さんもお詳しいけれども、スウェーデンの番号制までを日本が受け入れられる土壌はなかなかないのかな。つまり、個人所得自身がパブリックインフォメーションですね。ですから、そこまでは受け入れられない。ただ、私も非常に出張でためになったのは、一方的に聞いている可能性もあるかもしれませんが、オランダでもものすごいプライバシーの問題はあったといいますが、そろそろ納番とかそういう言葉はやめて、やはりオランダで言っているのはシビルサービスナンバーとか、そういうふうにして、彼女はうまいこと書いてあって、コミュニケーションでサービス。実際にサービスをするわけですからね。そう思います。

以上、辻山さんに代わって申し上げます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

ほかに、なお言い残された御意見があれば、一当たり御意見を頂戴いたしましたけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○井手委員

すみません、不服申立てのお話で、さっき相当舌足らずなことを申し上げてしまって。今、中里先生から随分フォローしていただいたので、あえて追加する必要はないのかもしれないんですが、私が疑問に思ったのは、国税の管轄にあるようなルートを経るパスと、そこをすっ飛ばしてダイレクトに訴訟に行くパスが二つ並べられて、どちらを選びますかという、この立て方が少しよく理解できなかつたということなんです。全く論理の違うものが二つあって、さあ、どちらがいいですかという、この立て方がいまいちよく理解できなかつたということを実は申し上げたくて。あくまでもこれは論理的話でありますけれども、おそらく既存の仕組みでいきましょうという話か、訴訟にしましょうという話なのか、本来はどちらかなのではないかというように思ったんです。

そうしますと、ここに提出されていますのは、既存の仕組みでいいという意見に対する反対意見のようですので、ダイレクトな訴訟に持ち込むという話だけでいいのではないのかと思ったんです。ただ、訴訟の方でいきますと、それは人々にとってハードルが高過ぎるのではないのか。そのことが人々の行動に対してよくない影響を与えるのではないのかということ考えたものですから、もともとの根本の疑問というのは、何らか異質なものが二つあって、どちらを選びますかというふう問いが立てられているようなことに対する違和感だった。そのことだけ、すみませんが、誤解があってはいけないので修正をさせていただきます。

○神野委員長

あとはいかがでございましょうか。

一当たり御意見をいただいて、かつ、生産的な御意見を頂戴したことを感謝申し上げる次第でございしますが、勿論、まだ後で発言すべきだったという内容などがございましたら、来週の半ばぐらいまでに事務局経由で私の方に御提出いただければ、私の責任でもって取り扱わせていただきます。事務局の方から、追って期限などについては御連絡申し上げる次第でございします。

今後の専門家委員会の、この論点整理ですけれども、小委員会の方で、ここにも小委員会の委員の皆様方がいらっしゃいますが、専門的・実務的な観点から議論を重ねていただいて、論点整理の素案を作成していただいておりますので、この小委員会の論点整理を基本として、本日頂戴いたしました皆様方の御意見を加味して、そして、専門家委員会としての論点整理（案）を作成したいと考えております。それをまとめまして、次回の専門家委員会にお諮りしたいと考えております。

次回の専門委員会の開催につきましては、追って御連絡させていただきますので、御協力方をお願いする次第でございします。

最後に留意事項でございしますが、本日配付いたしました資料のうち、席上配付とされている、最初の少し厚目の小委員会の「論点整理素案」「納税環境整備小委員会『論点整理の素案』のポイント」、それから「番号制度についての各委員からの意見」につきましては非公開とさせていただきますので、御留意をいただければと思います。

更に、小委員会の方でまとめていただきました「論点整理素案」につきましては、御心配の方は置いておいていただければと思いますが、お持ち帰りいただいても構いませんけれども、今後、専門家委員会の論点整理を行って、それを税制調査会の方に御報告するまで、小委員会の「論点整理素案」については公表したり、あるいは論評するようなことはないように御協力いただければと存じます。

それでは、遅くまでありがとうございます。本日の議事につきましては、これにて終了させていただきたいと思っております。委員の皆様方には時間どおり終わるように御協力いただきましたことを感謝し、また、事務局の方にも。

副大臣、何かございましたら、どうぞ。

○峰崎財務副大臣

どうも、三木先生、ありがとうございました。

やがて、また秋に税調を開催して、そこで論点整理されたもので、これはプロジェクトチームからスタートしますので、さまざまな角度で御協力いただければと思っております。

また、小委員会の方も国際課税の方がそろそろスタートしていただけるかと

思いますので、また神野委員長と御相談させていただきます。

本当にありがとうございました。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、これにて終了させていただきます。お暑い中、御参集いただきましたことを重ねて感謝申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。